

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月9日

知北平和公園組合議会  
議長 早川 高光

知北平和公園組合議会告示第2号

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を  
改正する規程

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年知北平和公園組合議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「在留カード」の次に「、同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を、「特別永住者証明書」の次に「、同法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。